

2026年5月26日

大阪府知事

吉村 洋文 様

大阪府関連労働組合連合会

執行委員長 北川 美千代

2026年 府労組連 夏季要求書

憲法と地方自治を遵守し、「全体の奉仕者」として府民の命と暮らしと権利を守り、子どもたちにより良い教育を行うため、民主的かつ効率的な職務を遂行できる賃金・労働条件、職員・教職員体制が必要です。

下記のとおり要求します。誠意をもって回答されるよう求めます。

記

1. 労使慣行、労使間の確認事項を遵守すること。労働条件等の変更にあたっては、合意を前提に十分な協議を行うこと。
2. 職員・教職員の生活実態をふまえ、次のとおり賃金・諸手当等を改善すること。
 - (1) 全ての職員・教職員に対し、物価高騰を上回る大幅な賃金引上げを行うこと。とりわけ中堅・ベテラン職員の賃金引上げを重視すること。地域手当の府下一律支給を堅持し16%に引上げること。
 - (2) 物価上昇を踏まえ、住居手当を引上げること。
 - (3) 「55才昇給停止」を廃止すること。
 - (4) 再任用職員の賃金については、定年退職時の7割以上の水準を維持するとともに、全ての再任用職員を2級以上に任用するなど待遇改善を図ること。また、扶養手当を定年前職員と同様に支給すること。
 - (5) 職務経験や専門性を発揮し、民主的・安定的な行政運営を行うためにも、誰もが行政職4級の水準に到達できる制度に改善すること。

全ての実習教員・寄宿舍指導員が教育職2級の水準に到達できる制度に改善すること。
 - (6) 一時金を大幅に引上げ、6月30日に支給すること。再任用職員の一時金支給月数を

常勤職員と同じ月数にすること。

- (7) 給特法等改正に伴う義務教育等教員特別手当の減額をやめること。
- (8) 常勤の非正規教員は正規教員と同じ教育職給料表2級を適用すること。
- (9) 部活動指導業務等の困難性や特殊性を考慮し、教員特殊業務手当を上げること。
- (10) 通勤手当については、職員の利便性や通勤の実情も踏まえ、交通用具使用に係る通勤手当の引上げ、駐輪場等の費用を支給すること。
- (11) 夜間・休日の公用携帯電話による持ち帰り対応、自宅待機（呼び出し）業務に対応する職員に対し、業務を行った時間は時間外勤務扱いとするとともに、オンコール手当を支給すること。
- (12) 学校における校外行事（校外学習・遠足・修学旅行等）の下見にかかる費用については実費を全額支給すること。
- (13) 奨学金を返済している職員・教職員に対する負担軽減につながる制度を創設すること。

3. 慢性的な時間外勤務の解消、労働時間短縮と労働条件改善のため、次の要求を実現すること。

- (1) 1日の勤務時間を拘束8時間（実働7時間、週35時間）とする勤務時間の改正を行うこと。
- (2) 開庁時間（窓口・電話受付時間）を短縮するなど、実質的な労働時間の短縮、時間外勤務の縮減を図ること。
- (3) 年次有給休暇や特別休暇など、休暇制度を取得・利用しやすい職場環境を整備すること。
- (4) 休憩時間（昼休み）が完全に取得できるよう職場環境を整備すること。休憩時間が取れなかった場合は、時間外勤務手当を支給すること。
- (5) 異常な長時間・過密労働や恒常的な残業をなくすため、抜本的な対策を講じること。
大阪府の定める年360時間、月45時間の上限規則を厳守し、業務量に見合う人員増など労働条件の改善を図ること。
- (6) 在宅勤務や時差通勤、4週間単位の勤務時間の割振り変更（フレックスタイム制度）等の実施にあたっては、職員の自主的な意志による申請を遵守し、業務等の都合で上司から同意を促したり、推奨したりすることのないよう徹底すること。
- (7) 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（平成29年1月20日、厚生労働省）」を遵守すること。十分な業務のマネジメントを行わずに、表面的な残業のみを禁止することは、持ち帰り残業や不払い・サービス残業を生み出すことになる。実効ある時間外勤務の解消を図るとともに、持ち帰り残業や不払い・サービス残業の根絶に努めること。
- (8) 産前産後休暇、育児休暇はもとより、長期の病気休暇（休職）や部分休業・休暇、年

年度途中の退職等による欠員が生じないよう代替職員（常勤）配置、年度当初に「余裕人員」を配置するなど、労働条件の改善を図ること。

4. 教職員の異常な長時間・過密労働をなくすため、次の要求を実現すること。

- (1) 長時間・過密労働を解消するため、教育庁・教育委員会と校長の責任で労働基準法の規定を厳格に適用し、厚生労働省基準にもとづき実効ある措置を図ること。
- (2) 一週間に担当する授業時間数の上限規制、部活指導による時間外勤務の縮減、教員の適正な年齢構成への是正など、労働条件の改善に必要な措置を講じること。
- (3) 労働条件を悪化させる教職員の未配置を解消するため、臨時教職員の多用ではなく、必要な正規教職員を確保するなど、抜本的な対策を図ること。
- (4) 「前倒し任用」の対象範囲を高等学校も義務制・支援学校と同水準まで広げるとともに、すべての校種・職種において、対象期間を拡大するなど労働条件の改善に必要な措置を講じること。
- (5) 給特法改正に伴う「業務量管理・健康確保措置実施計画」実施に伴う労働条件に関わる事項については、安全衛生協議会等も活用し、十分に協議を行うこと。
- (6) 年度途中の育休復帰後も引き続き講師を配置（「復帰後加配」）するなど、労働条件の改善に必要な措置を講じること。
- (7) 市町村の任期付講師が妊娠した場合にも体育実技軽減講師を配置するなど、労働条件の改善を図ること。
- (8) 教員の負担軽減や勤務時間の縮減につながる抜本的な対策を講じること。教員の「1年単位の変形労働時間制」は絶対に導入しないこと。

5. 休暇等の制度拡充に向け、次の要求を実現すること。

- (1) 出産や育児、介護等の休暇制度を拡充するなど、仕事と家庭の両立支援制度の充実、改善を図ること。
 - ① 子の看護等休暇について、取得日数と要件及び子の対象年齢を拡大すること。3人以上の子を養育する場合は子ども1人につき5日を付与すること。
 - ② 不登校の子を養育する職員及び障がいのある子を養育する職員が取得できる休暇制度を創設するとともに、介護休暇等の要件に位置付けること。
 - ③ 台風や大雨などの自然災害時に職員の安全が十分確保できるように、計画運休等の実施にかかわらず、必要に応じて特別休暇の対象とするなど柔軟な対応を行うこと。
また、保育所や学校が閉所・閉校となった場合の特別休暇の創設（子の看護等休暇の対象拡大）すること。
- (2) 家族休暇、リフレッシュ休暇、保育特別休暇を復活させるなど、特別休暇を拡充すること。

- (3) 中高齢の職員が更年期障がい（疑いを含む）により勤務が困難な場合に取得できる休暇を創設すること。
- (4) 7日未満の病気休暇（入院を除く）の場合は、通院日の前後も含めて診断書の提出を不要とするなど、改善を図ること。
- (5) 女性職員・教職員の健康を守り、母性を保護するため、生理休暇を取得しやすい職場環境をつくること。制度の周知や取得の推奨など、具体的な取り組みを行うこと。

6. 非常勤職員（会計年度任用職員）の待遇改善について、次の要求を実現すること。

- (1) 賃金については、常勤職員と同じ給料表を適用し、初任給を基礎とし、勤続年数や職務経験に応じて最高号給に至るまで経験加算すること。専門職については時給2000円以上を支給すること。
- (2) 一時金（期末手当・勤勉手当）については勤務時間数にかかわらず、全ての非常勤職員に支給すること。
- (3) 退職手当、地域手当、扶養手当、住居手当、特殊勤務手当等についても常勤職員と同様に支給すること。
- (4) 雇用については「3年上限ルール」を撤廃し、継続雇用するなど労働条件の改善を図ること。
- (5) 非常勤講師の報酬を時間単価から月単価に戻すこと。
- (6) 生理休暇、子の看護等休暇、短期介護休暇等について、常勤職員と同様に有給とすること。

7. 職場環境の改善、労働安全衛生対策を抜本的に強化すること。

- (1) 職員の安全と健康を守り、快適な職場環境にするため、全ての職場の冷暖房運転期間を大幅に拡大すること。期間に関係なく室内温度に応じて柔軟に運転すること。
また、運転時間については、フレックスタイム制度によるフレキシブルタイムも考慮し、午前8時～午後10時とすること。
- (2) 「大阪府職員の職場における熱中症予防基本対策要綱（令和7年5月30日／企厚第1212号）」にもとづき、職場における熱中症の発症と重篤化を防ぐよう措置すること。
 - ① 全ての職場に冷房を備えた休憩場所（足を伸ばして横になれる広さ）を設置すること。
 - ② 熱中症の発症と重篤化を防ぐため、各職場に冷蔵・冷凍庫を設置し、氷・飲料等を常備すること。
 - ③ 職員が屋外等の高温多湿場所で業務を行う場合は、日陰等の涼しい休憩場所を設け、作業時間の短縮、休憩時間の確保を行うこと。また、職員の希望に応じ、ファン付き作業着（空調服）を支給・貸与すること。

④ 職員が出張する際には、飲料等を購入するための手当・旅費等（諸雑費）を支給すること。

（３）全ての職場（所属単位）の休憩室設置、昼休み時間帯の庁内放送（緊急時を除く）廃止するなど、職員が十分に休憩できる環境を整備すること。

また、男女別の更衣室を設置し、職員（非常勤職員も含めて）１人に対し１台のロッカーを貸与すること。

（４）府庁本館・別館・新別館、咲洲庁舎、府民センター等に食堂や売店等を設置するなど、職員の福利厚生の実、利便性の向上をはかること。

（５）全ての職場の机・椅子を労働安全衛生法・労働安全衛生規則及び「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」にもとづくものに更新すること。

休憩時間も含め職員が業務に従事している場合は適切な照度を確保すること。

（６）職員の安全衛生向上のため、全ての職場や学校のトイレを洋式化し、トイレ空間の臭気管理（常時換気等）や衛生管理に努めること。全てのトイレに温水洗浄便座、擬音発生装置、便座除菌クリーナーを設置すること。女性用トイレには衛生用ナプキンを常備すること。

また、「事務所衛生基準規則」にもとづき、便房を設置（男性用大便所の便房の数６０人に１つ、男性用小便所の箇所数３０人に１つ、女性用便所の便房の数：２０人に１つ）するとともに、「独立個室型の便所」の設置を推進すること。

（７）法律にもとづき、安全衛生委員会を毎月開催するよう周知すること。また、労働安全衛生協議会（委員会）を拡充するとともに、５０人以下の職場でも安全衛生委員会を設置・開催するなど、働きやすい職場環境の改善に努めること。

（８）定期健康診断など健康管理体制の拡充を図ること。人間ドック等の検診内容や受診枠の拡充を図ること。

（９）女性検診を毎年受診できるように拡充すること。「経過観察」を要する職員の希望に応じて検診以外の年度でも受診対象にすること。

（１０）ストレスチェック制度は、個人情報の保護と不利益防止の措置を徹底し、集団分析結果等を職場環境の改善につなげること。

産業医による相談体制の強化、産業カウンセラー等の専門家の配置、メンタルヘルス研修の実など、メンタルヘルス対策の抜本的強化をはかり、メンタルヘルスの事前防止、精神疾患等休職者の職場復帰に向けて必要な対策を講じること。現職場への復帰が困難な場合は異動も含めて検討するなどの必要な対策を講じること。

また、休職者のリハビリ出勤については通勤手当を支給すること。

（１１）労働組合も含む第三者委員会を設置するなど、セクハラ、パワハラなどハラスメント防止対策を拡充すること。また、あらゆるハラスメントを起こさせないため、啓発活動や研修の実など実効ある対策を強化し、働きやすい職場環境と労働条件の改善を図る

こと。

(12) 客観的に見て社会通念上、相当な範囲を超える「カスタマーハラスメント」については、組織として対応するなど、職場環境の整備に努めること。また、「カスタマーハラスメント」を防止する観点から職員の個人情報については厳重に取り扱うこと。

(13) 障がいのある職員への適職保障や支援制度の確立、合理的配慮など、職場環境の改善を図ること。また、障害のある職員の機能回復訓練等を行うための休暇を創設すること。

8. 条例の趣旨を逸脱し、職員の意欲を低下させ、ハラスメントや不払い残業（サービス残業）のまん延を助長し、職場に混乱を持ち込む「相対評価」「評価・育成システム」、非常勤職員の評価制度は廃止・撤回すべきである。とりわけ、「目標設定票（チャレンジシート）」「自己申告票」は直ちに廃止すべきである。

「新人事評価制度」「評価・育成システム」の評価結果にもとづく賃金反映（扶養手当の算出基礎からの除外）を撤回すること。

9. 老朽化した庁舎（事務所）や学校施設などの耐震化や補修、アスベスト除去対策など、安心して業務に専念できる職場環境の改善を図ること。

10. 防災拠点にならず、不便さや業務の非効率化など、労働条件を悪化させている咲洲庁舎から即時撤退し、大手前庁舎西側のスペースに集合庁舎を建設することを要望する。

11. 互助会・互助組合等への補助金を復活するなど、地公法４２条に基づく福利厚生事業の拡充を図ること。